

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>(荷主及び荷受人の責務)</p> <p>第99条 荷主及び荷受人は、自らの責任と相互の協力により、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減するため、計画的な運行に努めなければならない。</p> <p>2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物(以下「貨物等」という。)を市内の自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」という。)から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目(以下「環境配慮行動項目」という。)の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下「環境配慮行動要請票」という。)を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車(以下「対象自動車」という。)が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等(規則で定める事業者等をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人(当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。)</p> <p>3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷主(当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。)</p> <p>(指定荷主及び指定荷受人の責務)</p> <p>第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定め</p>	<p>(環境配慮行動項目)</p> <p>第79条の2 条例第99条第2項に規定する規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1) エコドライブ(自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減のための自動車の適正な運転及び整備をいう。以下同じ。)及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。</p> <p>(2) 車種規制不適合車(対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しないもの(同法第13条第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により当該窒素酸化物排出基準及び当該粒子状物質排出基準が適用されないものその他市長が別に定めるものを除く。)をいう。)を使用しないこと。</p> <p>(3) 低公害車を積極的に使用すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める項目(対象自動車)</p> <p>第79条の3 条例第99条第2項ただし書に規定する規則で定める自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条第1号、第2号又は第6号(貨物等の運送の用に供するものに限る。)に掲げる自動車とする。</p> <p>(貨物運送事業者等)</p> <p>第79条の4 条例第99条第2項第1号に規定する規則で定める事業者等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者</p> <p>(2) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者</p> <p>(指定荷主及び指定荷受人の要件)</p> <p>第79条の5 条例第99条の2第1項及び第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>る要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等</p> <p>(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）</p> <p>3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。</p> <p>4 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第11条第1項の規定により、第1項又は第2項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主又は指定荷受人については、適用しない。</p> <p>（指定荷主及び指定荷受人への勧告等）</p> <p>第99条の3 市長は、指定荷主又は指定荷受人が、正当な理由がなく前条第1項若しくは第2項の規定による提供をせず、若しくは要請をせず、同条第3項の規定による保存をせず、又は同条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者</p>	<p>(1) 敷地面積が10,000平方メートル以上の事業所（日本標準産業分類に定める製造業を行う事業所に限る。）を市内に設置する事業者であること。</p> <p>(2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定により登録を受けた者のうち、次に掲げるいずれかの事業所を市内に設置する事業者であること。</p> <p>ア 倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条第1号から第5号まで又は第7号（貯蔵槽により保管するものを除く。）に掲げる倉庫を所管し、それらの有効面積（同規則第1条第2項に規定する有効面積をいう。）の合計が30,000平方メートル以上である事業所</p> <p>イ 倉庫業法施行規則第3条第6号、第7号（貯蔵槽により保管するものに限る。）又は第8号に掲げる倉庫を所管し、それらの有効容積（同規則第1条第2項に規定する有効容積をいう。）の合計が30,000立方メートル以上である事業所</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者のうち、1日当たり300トン以上又は300立方メートル以上の廃棄物の処分を行うことができる施設（処分の方法ごとの処理工程において、複数の施設を一体的に用いることにより当該処分を行う場合にあつては、それらの施設から構成される施設一式）を市内に設置する事業者であること。</p> <p>（環境配慮行動要請票の保存期間等）</p> <p>第79条の6 条例第99条の2第3項に規定する規則で定める期間は、同条第1項又は第2項の規定による要請をした日から起算して3年間とする。</p> <p>2 条例第99条の2第4項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、前年度の実施状況について、貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第35号様式の2）により行うものとする。</p> <p>（公表）</p> <p>第79条の7 条例第99条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 違反の事実</p> <p>(3) 勧告の内容</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
<p>の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	